

雇用促進補助金

浪江町では、企業立地を促進するため、建物等を新設、増設又は再整備を行う事業者様に対し、産業振興と雇用の創出を図ることを目的とした奨励措置を講じています。

雇用促進補助金の交付要件に該当する場合は、以下の手続きに従い申請等をしてください。

1 雇用促進補助金

(1) 交付要件

以下の①及び②に該当している事業者等

- ① 企業立地補助金の交付を受けた事業者であること。
- ② 事業開始の日から起算して6月を経過する日までに、町内に住所を有し、現に町内に居住する正規従業員又は非正規従業員を新たに雇用し、同日から1年を経過した日において引き続き雇用していること。

(2) 交付額

正規従業員1人につき20万円及び非正規従業員1人につき10万円

※上記従業員は、事業開始の日から起算して6月を経過する日までに雇用された町内に住所を有し、現に町内に居住する正規従業員又は非正規従業員であって、同日から1年を経過した日において引き続き雇用された者をいう。

2 手続き

(1) 雇用促進補助金交付申請 事業者様⇒町

・申請期間

事業開始の日から1年6月を経過した日から90日以内

・提出書類

- ①雇用促進補助金交付申請書（様式第2号）
- ②企業立地補助金交付決定通知書の写し
- ③事業開始の日から起算して6月を経過する日までに雇用された町内に住所を有し、現に町内に居住する正規従業員又は非正規従業員であって、同日から1年を経過した日において引き続き雇用された者の雇用契約書の写し
- ④事業開始の日から起算して6月を経過する日までに雇用された町内に住所を有し、現に町内に居住する正規従業員又は非正規従業員であって、同日から1年を経過した日において引き続き雇用された者の一覧（様式第20号）
- ⑤その他町長が必要と認める書類

(2) 補助金交付決定又は不交付決定 町⇒事業者様

提出書類の内容を審査し、補助金の適否を決定し、事業者様へ通知します。

※不交付決定の場合は、以下の手続きは必要ありません。

(3) **内容の変更等の届出** 事業者様⇒町 (必要な場合のみ)

補助金交付申請の申請内容等に変更が生じた場合は、届出が必要となります。

・ **提出書類**

- ①補助金申請内容変更届 (様式第7号)
- ②補助金交付申請時から記載内容に変更があったもの

(4) **権利義務承継承認申請** 事業所様⇒町 (必要な場合のみ)

法人の合併、営業の譲受又は相続等が発生した場合は、申請により権利義務承継が可能です。

・ **提出書類**

- ①権利義務承継承認申請書(様式第17号)
- ②法人の合併、営業の譲受又は相続等により申請者が補助金の交付の決定を受けた事業者の地位を承継することを証する書類
- ③その他町長が必要と認める書類

(5) **権利義務承継承認又は不承認の決定通知** 町⇒事業所様 (必要な場合のみ)

提出書類の内容を審査し、補助金の適否を決定し、事業者様へ通知します。

※不交付決定の場合は、補助金交付はできません。

(6) **雇用促進補助金交付請求** 事業所様⇒町

上記手続きが完了しましたら交付請求書を提出してください。

・ **提出書類**

- ①雇用促進補助金交付請求書(様式第9号)
- ②振込口座の写し(申請事業者様の口座に限る)

(7) **補助金振込** 町⇒事業所様

交付請求書提出後内容確認の上、口座に振込を行います。

3 提出・問い合わせ先

担当：浪江町役場 産業振興課 産業創出係

電話：0240-34-0248

郵便番号：979-1592

住所：福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2